

○厚生労働省令第二十号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

厚生労働大臣 根本 匠

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

（健康保険法施行規則等の一部改正）

第一条 次に掲げる省令の規定中「口外」を削る。

- 一 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）様式第一号（裏面）、様式第二号（裏面）、様式第二十八号、様式第三十号及び様式第三十一号
- 二 食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）様式第五号から様式第十一号まで、様式第十四号及び様式第十五号
- 三 覚せい剤取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十号）別記第一号様式（一）から別記第一号様式（三）まで、別記第二号様式の二から別記第三号様式の二まで、別記第五号様式から別記第八号様式（三）まで、別記第十号様式、別記第十号様式の二及び別記第十一号様式から別記第十一号様式の三まで
- 四 麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生省令第十四号）別記第一号様式から別記第十一号様式まで及び別記第十五号様式から別記第四十二号様式まで
- 五 あへん法施行規則（昭和二十九年厚生省令第二十六号）第一号様式から第十九号様式まで
- 六 厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）様式第五号（裏面）、様式第六号（裏面）、様式第七号（裏面）、様式第七号の三（裏面）、様式第八号（裏面）、様式第九号（裏面）、様式第九号の二（裏面）、様式第十一号（裏面）、様式第三十四号（裏面）、様式第三十七号、様式第三十九号及び様式第四十号
- 七 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則（昭和三十一年厚生省令第二十二号）第一号様式及び第二号様式
- 八 水道法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十五号）様式第一から様式第四号まで及び様式第六から様式第二十号まで
- 九 社会福祉施設職員等退職手当共済法施行規則（昭和三十六年厚生省令第三十六号）別記様式（裏面）

(予防接種法施行規則の一部改正)

第六条 予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
第十一条の二十八 前条のフレキシブルディスクは、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X六二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。 第十一条の二十九 第十一条の二十七のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。 一 トラックフォーマットについては、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）第二条の規定による改正前の工業標準化法に基づく日本工業規格X六二二四号又は日本産業規格X六二二五号に規定する方式 二 ポリウム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五号に規定する方式 第十一条の三十 第十一条の二十七のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。 一・二 (略)	第十一条の二十八 前条のフレキシブルディスクは、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）X六二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。 第十一条の二十九 第十一条の二十七のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。 一 トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二四号又は日本工業規格X六二二五号に規定する方式 二 ポリウム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五号に規定する方式 第十一条の三十 第十一条の二十七のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。 一・二 (略)

(医師法施行規則等の一部改正)

第七条 次に掲げる省令の規定中「日本工業規格A列4号」を「A4」に改める。

- 一 医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十七号）第三号書式
- 二 歯科医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十八号）第三号書式
- 三 診療放射線技師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十三号）第三号書式
- 四 保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）第二号様式
- 五 臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第二十四号）様式第五から様式第十一まで
- 六 理学療法士及び作業療法士法施行規則（昭和四十年厚生省令第四十七号）様式第五号及び様式第六号
- 七 視能訓練士法施行規則（昭和四十六年厚生省令第二十八号）様式第五号

(生活保護法施行規則等の一部改正)

第八条 次に掲げる省令の規定中「日本標準規格」を削る。

- 一 生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）様式第一号（裏）及び様式第二号（裏）
 - 二 日本赤十字社法施行規則（昭和二十七年厚生省令第四十三号）別記様式
- (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部改正)

第九条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

(略)	三 規則第百八十八 条第一号イ及び第 二号イに規定する 基礎講習	四 医療現場における販売業者及び貸与 業者の役割 五 販売倫理と自主規制	十時間
	一 医療機器の修理業に関する医薬品医 療機器等法の規定 二 医療法、産業標準化法、製造物責任 法その他関連法令 三 安全通則等の基礎知識 四 故障点検及び診断の方法並びに修理 業務管理の概要 五 業務管理の概要 六 医療現場における修理業者の役割		
(略)	三 規則第百八十八 条第一号イ及び第 二号イに規定する 基礎講習	四 医療現場における販売業者及び貸与 業者の役割 五 販売倫理と自主規制	十時間
	一 医療機器の修理業に関する医薬品医 療機器等法の規定 二 医療法、工業標準化法、製造物責任 法その他関連法令 三 安全通則等の基礎知識 四 故障点検及び診断の方法並びに修理 業務管理の概要 五 業務管理の概要 六 医療現場における修理業者の役割		

(特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正)

第五十五条 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則（平成十七年厚生労働省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

様式第一号（表面）及び様式第二号（表面）中「ロハハ」を削る。

様式第三号（裏面）中「日本工業規格」を削る。

様式第六号、様式第八号及び様式第九号中「ロハハ」を削る。

（臨床研究法施行規則の一部改正）

第五十六条 臨床研究法施行規則（平成三十年厚生労働省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(適用除外)		(適用除外)	
第二条 法第二条第一項の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。		第二条 法第二条第一項の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。	
一 五 (略)		一 五 (略)	
六 医薬品医療機器等法第二十三条の二の二十三第一項の厚生労働大臣が定める基準への適合 性に関する情報の収集のために行う試験（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号） に基づく日本産業規格に規定するものに限る。）		六 医薬品医療機器等法第二十三条の二の二十三第一項の厚生労働大臣が定める基準への適合 性に関する情報の収集のために行う試験（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号） に基づく日本工業規格に規定するものに限る。）	
様式第一から様式第四まで、様式第五（第三面）、様式第七から様式第十一まで、様式第十二（第三面）及び様式第十三中「 <u>ロハハ</u> 」を削る。		様式第一から様式第四まで、様式第五（第三面）、様式第七から様式第十一まで、様式第十二（第三面）及び様式第十三中「 <u>ロハハ</u> 」を削る。	
附 則			
(施行期日)			

第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

(様式に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令の一部改正)

第三条 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令（平成三十年厚生労働省令第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条 中労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則様式第十一号の改正規定を次のように改める。